

(略)

東京都監査委員	大	津	ひろ子
同	高	橋	信博
同	茂	垣	之雄
同	岩	田	喜美枝
同	松	本	正一郎

令和 2 年 6 月 2 3 日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 2 条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第 2 4 2 条第 5 項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

なお、本件請求については、請求人は、個別外部監査契約に基づく監査を求めています。個別外部監査契約に基づく監査によることが相当であるか否かの判断は、住民監査請求としての要件を備えている場合に限り行うものであることを申し添えます。

記

本件請求において請求人は、日本放送協会（以下「NHK」という。）の国際ニュース番組「これでわかった！世界のいま」（令和 2 年 6 月 7 日放送）におけるアメリカの人種差別抗議デモに係る放送内容が事実をまげて報道していると思われ、間違った印象を都民に与えていることから、東京都教育委員会（以下「都教委」という。）が都立高等学校等の NHK 放送受信料（以下「放送受信料」という。）約 1, 3 0 0 万円を毎年支払っていること（以下「本件支出」という。）は違法・不当であるとし、NHK が放送法を守っているかの確認の措置を求めているものと解される。

法第 2 4 2 条第 1 項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。

放送法（昭和 2 5 年法律第 1 3 2 号）第 6 4 条第 1 項によれば、NHK の放送を受信

することのできる受信機を設置した者は、放送受信契約を締結しなければならないと規定されている。そして、受信機設置者は、同法同条第2項により免除されない限り放送受信料の支払義務があり、放送受信契約の内容は、同法同条第3項の規定により契約の条項についてあらかじめ総務大臣の認可を受けなければならないとされている。

ところで、本件請求において請求人は、NHKの番組内容が差別主義的で正確な事実を伝えておらず、誤った印象を都民に与えているなどと主張し、そのような番組を放送するNHKに対する本件支出は違法・不当であると主張しているものと解される。

しかしながら、本件支出は、上記のとおり、都教委が放送法上の義務として、NHKが同法に基づきあらかじめ総務大臣の認可を受けて定めた契約内容により、放送受信契約を締結してなされたものであり、受信機設置者が放送受信契約を締結して放送受信料を支払う義務は一義的かつ明確に法定され、放送受信契約はNHKと不特定多数の受信機設置者との間で画一の契約内容により個別交渉の余地なく締結される特質を有する。

このことに鑑みれば、本件請求が適法な住民監査請求であるためには、本件支出それ自体に固有の財務会計法規上の義務違反があることの疎明をすべきところ、本件請求には、その格別の疎明はなく、法第242条第1項に規定する住民監査請求の要件である財務会計上の行為の違法性・不当性が客観的に摘示されているとはいえないものである。

なお、本件請求は本件支出を対象とする一方、NHKの報道の在り方を問題とし、NHKが放送法を遵守しているかの確認を行うことを必要な措置として求めているが、この点につき付言すれば、それは都の財務会計上の行為との直接の関わりを離れた放送倫理上の問題と解され、住民監査請求において扱う問題ではないと言わざるを得ない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。